

緑の守り手認定事業者制度について(九州局版)

～各地域で誇りを持って事業を継続していただくための認定制度～

概要

九州の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、広く地域住民等に認知していただくとともに、その活動に敬意を表し認定する制度。

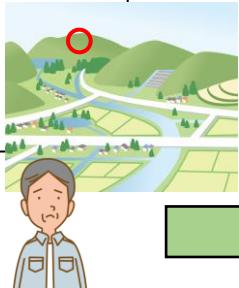
【森林土木事業者の地域における役割・貢献】

- 治山・林道施設の整備や維持管理の担い手



- ・平常時：国土緑化活動、ボランティア活動等
- ・災害時：緊急応急工事（災害対応活動）等

これらの活動は山間奥地で行われていることが多く、広く地域住民等に認知されていない。



「地域を支える担い手」のひとりとしてなくてはならない重要なパートナー



緑の守り手認定事業者制度
を創設



認定項目

- ①継続貢献
(治山/林道/治山林道)
- ②災害対応活動
- ③国土緑化活動
- ④ボランティア活動
- ⑤環境配慮
- ⑥労働安全
- ⑦人材育成
- ⑧ICT施工



過去の取組実績を
もとに認定

認定方法

森林管理局長

申請(※1)

認定(※2)

森林土木事業者

※1:一定の期間をもって申請を受付（九州森林管理局（治山・森林整備課）へ申請）
申請期間は、原則2月とし、3月末に認定・公表（希望者）する。

※2:認定項目数等による認定グレードあり（4段階）

【広報活動】
HP等を活用した
制度の周知・認定
事業者名の公表、
地方公共団体への
情報提供等を実施

- ・プラチナ（認定項目の全てで認定あり）（注）
- ・ゴールド（認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて5個以上）
- ・シルバー（認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて3～4個）
- ・ブロンズ（認定項目数が継続貢献を含めて1個以上（上記を除く。））

（注）継続貢献が（治山林道）でない場合は「ゴールド」とする。
なお、ゴールド、シルバー及びブロンズについては、継続貢献の種類を問わない（治山、林道、治山林道のいずれかでも可）

<認定の有効期間>

認定された日が属する年度の翌々年度末まで

